

介護予防・日常生活支援総合事業 事業者向け説明会（平成29年度）

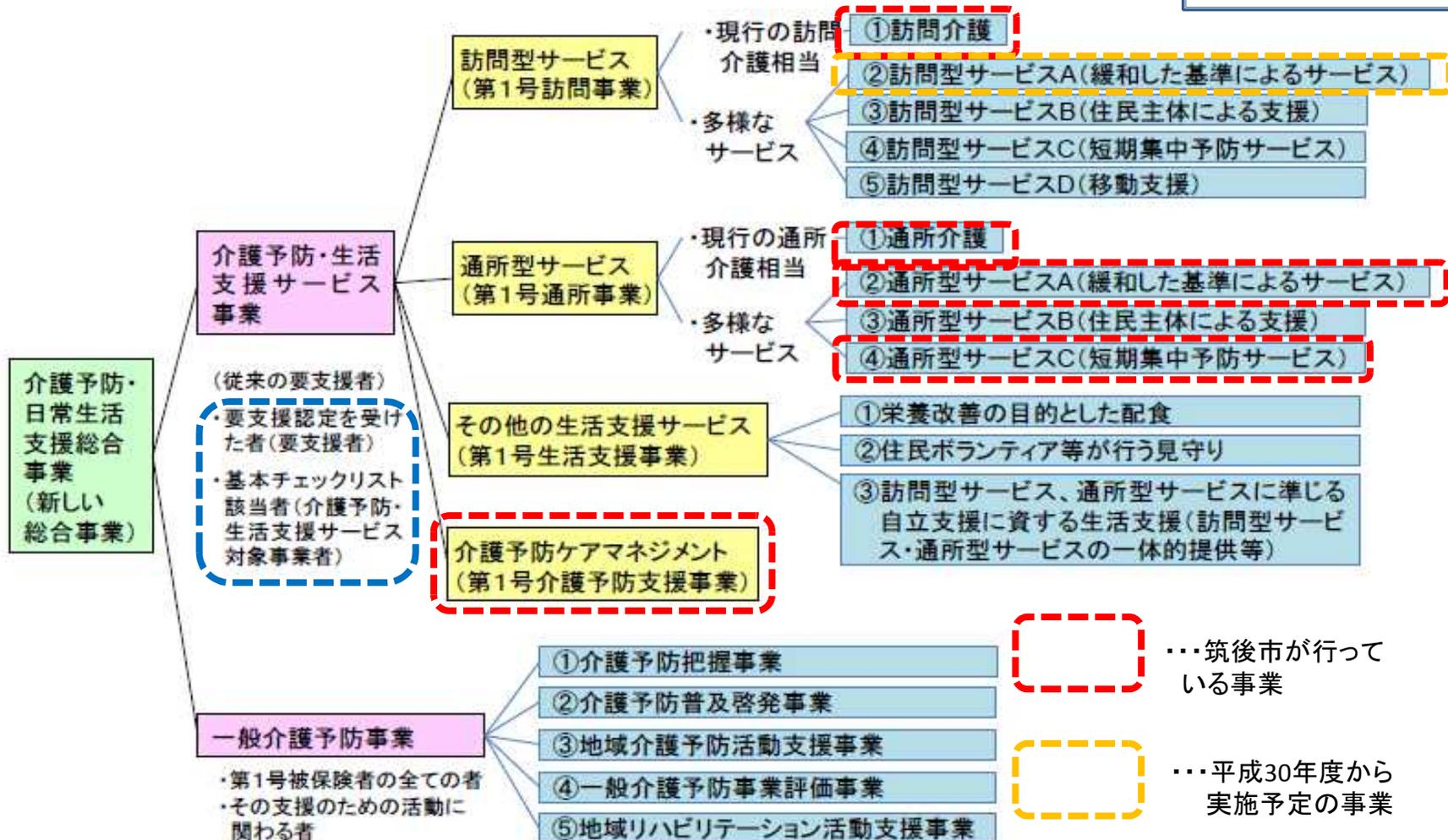
と き 平成29年11月21日（火）
ところ サンコア第6講習室

筑後市 高齢者支援課



① 筑後市が行う介護予防・日常生活支援総合事業

平成29年11月1日現在





I 現行相当訪問型サービス・通所型サービスの 利用対象者・第1号事業支給費の算定基準等 の変更について

② 現行相当サービス(訪問、通所)の利用対象者について

<現行>

- ①要支援認定者に限る



<見直し後(30年4月～)>

- ①要支援認定者
- ②事業対象者
(ただし、要支援認定者が認定の有効期間満了日までに認定更新の手続きをせず、基本チェックリストに該当した場合のみ)

(注1) 要支援認定を受けていない人が現行相当基準の訪問型サービス・通所型サービスを利用する場合は、これまで通り「要支援認定の新規申請」が必要です。

(注2) 2号被保険者は要支援認定が必要です。

(注3) 筑後市内に居住している住所地特例者については、筑後市で基本チェックリストを受けます。

【参考】基本チェックリスト

住 所	筑後市大字	電話番号	- -
ふりがな			
氏 名		生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日

お元気チェックシート

No.	質問項目	回答らん (どちらかに○)		点数
		0	1	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0はい	1いいえ	点
2	日用品の買物をしていますか	0はい	1いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0はい	1いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0はい	1いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0はい	1いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0はい	1いいえ	点
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0はい	1いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	0はい	1いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1はい	0いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1はい	0いいえ	
11	ここ6か月間で2～3kg以上の体重の減少がありましたか	1はい	0いいえ	点
12	ご自身の身長と体重をご記入ください 身長 _____ cm 体重 _____ kg BMI = _____ (注)			
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1はい	0いいえ	点
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1はい	0いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1はい	0いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	0はい	1いいえ	点
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1はい	0いいえ	
18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか	1はい	0いいえ	点
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることができていますか	0はい	1いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1はい	0いいえ	
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1はい	0いいえ	点
22	(ここ2週間)以前は楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1はい	0いいえ	
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことがおっくうに感じられる	1はい	0いいえ	
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1はい	0いいえ	
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1はい	0いいえ	

(注) BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) が 1.8、5未満の場合に該当とする。

***** すべての項目に答えたかどうか、もう一度ご確認ください *****

担当地区ステーション	電話番号
	-

基本チェックリスト
の実施により該
当・非該当を判定

【参考】被保険者証への記載(再掲)

要支援認定者

介護保険被保険者証	
被 保 険 者	番 号 [REDACTED]
住 所	筑後市大字 [REDACTED]
フリガナ	[REDACTED]
氏 名	[REDACTED]
生年月日	昭和 [REDACTED] 性別 [REDACTED]
交付年月日	平成29年 4月 1日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	402115 福岡県筑後市大字山ノ井898番地 筑 後 市 TEL0942(53)4115

要介護状態区分等	要支援 1
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成29年 4月 1日
認定の有効期間	平成29年 3月 1日～平成29年 8月31日
居宅サービス等	区分支給限度基準額 平成29年 3月 1日～平成29年 8月31日 1月当たり 5,003円
サービスの種類	種類支給限度基準額
(うち種類支給限度基準額)	
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	

給付制限	内 容		期 間
			開始年月日 終了年月日
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	筑後市地域包括支援センター 指定介護予防支援事業所	届出年月日	平成29年 3月 1日
		届出年月日	
種類	入所等年月日		
名称	遷居等年月日		
種類	入所等年月日		
名称	遷居等年月日		

事業対象者の被保険者証には、有効期間の記載はありません。

事業対象者

介護保険被保険者証	
被 保 険 者	番 号 [REDACTED]
住 所	筑後市大字 [REDACTED]
フリガナ	[REDACTED]
氏 名	[REDACTED]
生年月日	昭和 [REDACTED] 性別 [REDACTED]
交付年月日	平成29年 4月 1日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	402115 福岡県筑後市大字山ノ井898番地 筑 後 市 TEL0942(53)4115

要介護状態区分等	事業対象者
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成29年 4月 1日
認定の有効期間	
居宅サービス等	区分支給限度基準額 1月当たり
サービスの種類	種類支給限度基準額
(うち種類支給限度基準額)	
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	

給付制限	内 容		期 間
			開始年月日 終了年月日
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	筑後市地域包括支援センター 指定介護予防支援事業所	届出年月日	平成29年 4月 1日
		届出年月日	
種類	入所等年月日		
名称	遷居等年月日		
種類	入所等年月日		
名称	遷居等年月日		

③ 総合事業における第1号事業支給費(旧介護報酬)請求事務

- ① 平成29年4月以降に新規・更新・区分変更により要支援認定を受けた方については、総合事業のサービスコードを使用しています
- ② 予防給付のコードの使用は平成30年3月利用分までです。

○ 総合事業のサービス種類コード

サービス種類コード		内 容
(現行相当) 訪問型サービス	現行相当 通所型サービス	
A1(みなし)	A5(みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類コード(平成30年3月利用分まで)
A2(独自)	A6(独自)	筑後市が指定した現行相当の訪問型・通所型サービス事業者及び指定の更新申請により平成30年4月以降の指定を受けた事業者が請求するサービス種類コード

※平成29年4月1日以降に市が指定している事業者については、すでにA2・A6のコードを使用しています。

- サービスコードA2、A6の単位数表マスタは、市ホームページへ掲載しています。システムに取り込む際にご利用ください。

[筑後市トップページ](#) > [事業者の方へ](#) > [福祉・介護](#) > [介護予防・日常生活支援総合事業](#)

④ 通所型サービスにおける第1号事業支給費算定基準について

< 現行 >

① 包括報酬（月額定額報酬）

※ 単価は別表

② 利用回数の上限なし



< 見直し後（30年4月～） >

① 基本報酬は利用実績（回数）に応じた出来高報酬

※ 単価は別表

② 利用回数の1月あたり上限あり

事業対象者、 要支援1	要支援2
月4回まで	月8回まで

- ア) 事業対象者の区分支給限度額は、「要支援1」の限度額を適用します。
- イ) 時間区分は設けていません。
- ウ) 複数単位の同日利用はできません。
- エ) 異なる事業所の同日利用はできません。

通所型サービス(独自)サービスコード表の利用について(別表より一部抜粋)

6 通所型サービス(独自)サービスコード表(平成30年4月1日～)

※網掛け部は使用しない

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス1日割			54単位	54	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス2		要支援2	3,377単位	3,377	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス2日割			111単位	111	1日につき
A6	1113	通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位	378	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス2回数		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	389単位	389	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域			所定単位数の 5% 加算		1回につき

【本体報酬の算定(平成30年4月利用分から適用)】

- ①事業対象者及び要支援1・・・「A6-1113」のサービスコードを使用する。月4回まで
- ②要支援2・・・「A6-1123」のサービスコードを使用する。月8回まで

<注意>

要支援2の人が、週1回程度(月4回以内)の利用をした場合も、使用するサービスコードは「A6-1123」

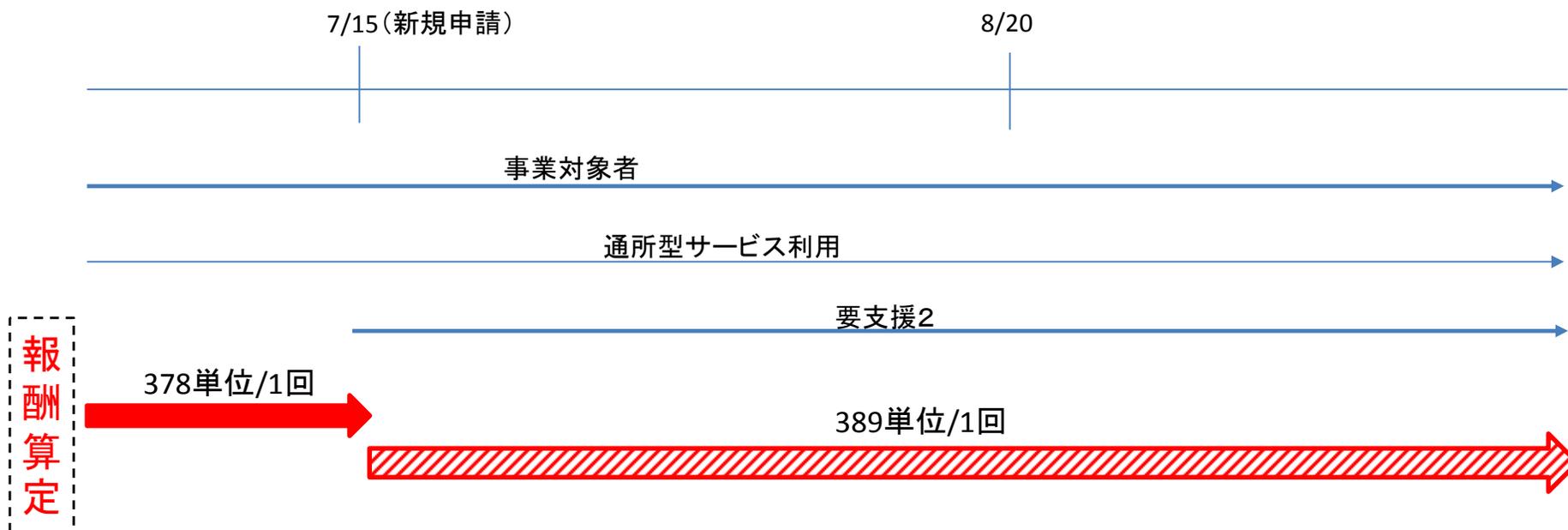
要介護認定等申請期間中の現行相当通所型サービス利用に係る整理 その1

事業対象者が新規申請を行い、要支援2となった場合

【例】7/15新規申請。8/20要支援2の認定結果。

(利用日)7/7, 7/14, 7/21, 7/28、8/4, 8/11, 8/18, 8/25

⇒7/7, 7/14は「事業対象者・要支援1」の単価。7/15以降利用分は「要支援2」の単価。



※「事業対象者の新規申請」を「要支援1の人の区分変更申請」に置き換えた場合も同様に算定

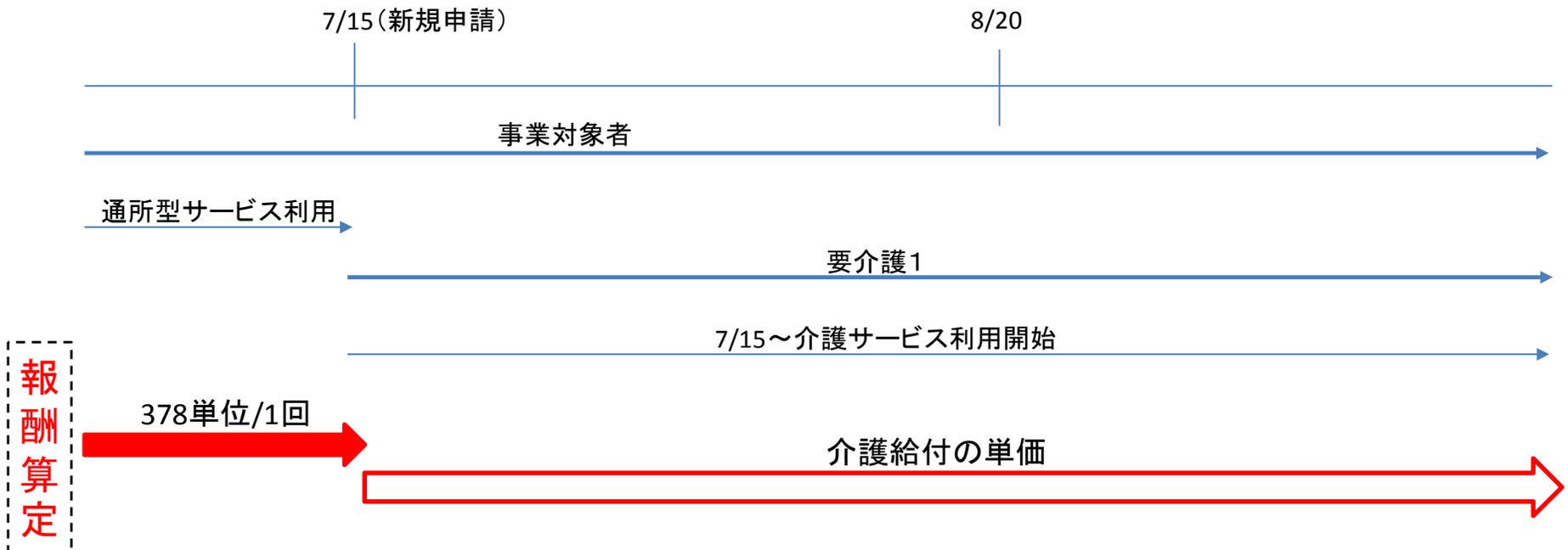
要介護認定等申請期間中の現行相当通所型サービス利用に係る整理 その2

- ①事業対象者が新規申請を行い、要介護1となった
- ②申請後、介護サービス利用前までに居宅届を提出し、暫定プランにより介護サービス利用 の場合

【例】7/15新規申請して、8/20に要介護1の認定結果。

(利用日)7/7, 7/14, 7/21, 7/28, 8/4, 8/11, 8/18, 8/25

⇒7/7, 7/14は「事業対象者・要支援1」の単価。7/15以降利用分は介護給付の単価。



※「事業対象者の新規申請」を「要支援1の人の区分変更申請」に置き換えた場合も同様に算定

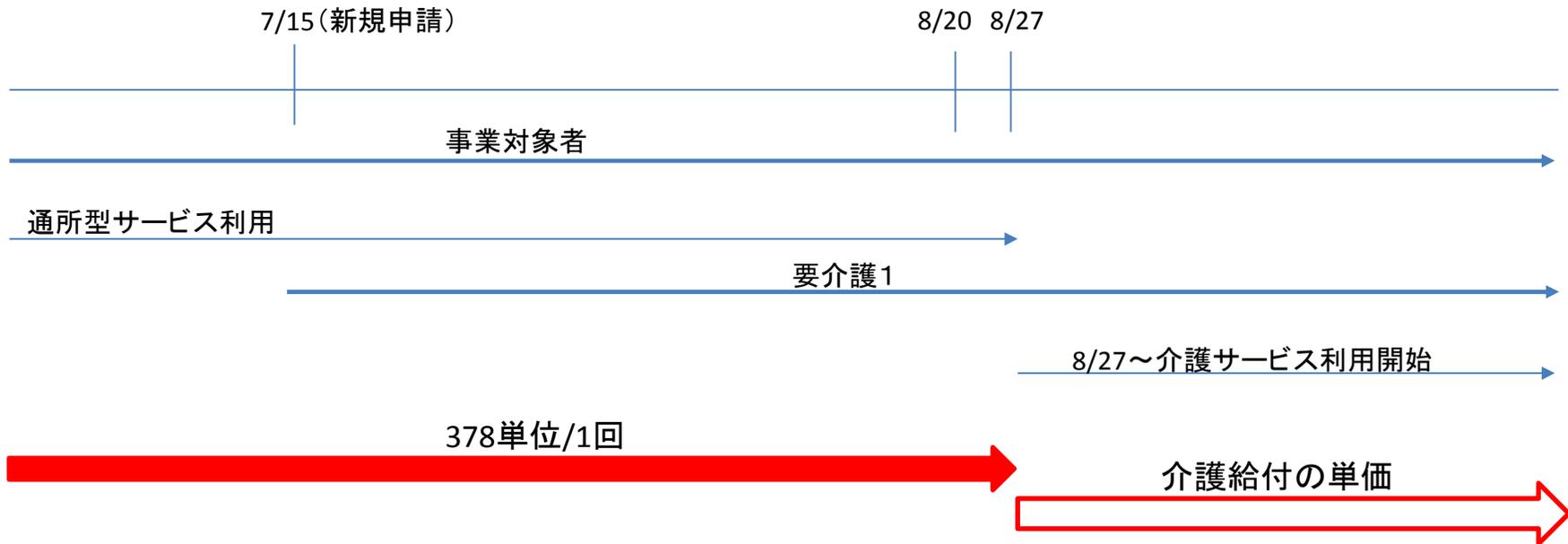
要介護認定等申請期間中の現行相当通所型サービス利用に係る整理 その3

- ①事業対象者が新規申請を行い、要介護1となった
- ②認定結果後に居宅届提出、居宅サービス計画・通所介護計画を作成し、介護サービス利用 の場合

【例】7/15新規申請。8/20に要介護1の認定結果。居宅届・計画作成を8/27。

(利用日)7/7, 7/14, 7/21, 7/28, 8/4, 8/11, 8/18, 8/25

⇒8/26までの利用分は「事業対象者・要支援1」の単価。8/27以降利用分は介護給付の単価。



⑤ 訪問型サービスにおける第1号事業支給費算定基準について

現行からの変更はありません。

(※ただし、サービスコードは「A2」になります。)

(※1) 事業対象者の区分支給限度額は、「要支援1」の限度額を適用します。

(※2) 事業対象者は、「週2回を超える程度」の利用はできません。

(※3) 事業対象者が、認定申請を行い、要介護認定が出る見込の場合の留意点

① 認定申請期間中に介護サービスを利用する場合には、暫定で居宅サービス計画の作成が必要(スライドNo.11関係)。

② 認定申請から要介護認定が出て、居宅サービス計画を作成するまでは、介護予防ケアマネジメントに基づき訪問型サービスを利用することも可能(スライドNo.12関係)。

⑥ その他について(訪問・通所)

- ア) サービスコード表(別表)に記載しているサービス単価は、現行相当サービスについて国が定める額を上限として市町村で定めることとされています。今後報酬改定に併せて単価が見直されると思われませんが、見直された場合も、現行相当サービスについては、国が定める上限額で設定する予定です。
- イ) 筑後市では、訪問・通所ともに事業所指定による緩和型サービスについては現時点で予定していません。
- ウ) 筑後市外に住民登録のある利用者に対し、当該市町村から区域外指定を受けてサービスを提供する場合は、当該市町村の総合事業の規定(算定基準等)が適用されます。



Ⅱ サービスの併用について

⑦ 各サービスの併用について

サービス	訪問型 (現行相当)	通所型 (現行相当)	通所型 A(※1)	通所型 C(※2)	訪問型 A(※3)
訪問型 (現行相当)	—	○	○	○	×
通所型 (現行相当)	○	—	×	×	○
通所型A	○	×	—	×	○
通所型C	○	×	×	—	○
訪問型A	×	○	○	○	—

(※1)通所型サービスAは、「生きがいデイサービス(委託)」を実施しています。

現在は要支援認定を受けている人は利用できませんが、平成30年4月1日以降は要支援認定を受けている人も生きがいデイサービスを利用できるようになります。

(※2)通所型サービスCは、「元気カレッジ」を実施しています。

(※3)訪問型サービスAは、シルバー人材センターへ委託の準備を進めています。



Ⅲ 事業所指定の更新手続について

⑧ 現行相当サービス事業者の指定更新について

みなし指定期間の終了

平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を県から受けている事業者は、現在みなし指定の適用を受けていますが、指定の有効期間は平成30年3月31日までです。

平成30年4月以降も事業を継続する場合は、市町村から総合事業の指定の更新を受ける必要があります。(サービス利用者に他市町村の被保険者がいる場合は、当該市町村にも指定の更新申請を行う必要があります。)

指定更新手続

- ①総合事業指定(更新)申請書を筑後市高齢者支援課(53-4115)へ提出してください。
- ②申請様式については、筑後市のホームページへ掲載していますので、ダウンロードのうえ、作成してください。
- ③全体の目次及びチェックリストを付けたうえで、バインダー等に綴って提出してください。
- ④提出期限は、**平成30年1月31日(水)**とします。

その他

・事業所指定の期間は、県または市の指定を受けている訪問介護または通所介護・地域密着型通所介護の指定有効期間の満了日までとします。

※平成30年4月1日までに指定更新(見込)の事業所は、当該指定有効期間の満了日まで。

⑨ 筑後市における市外事業所の指定要件

筑後市の総合事業については、次の要件をすべて満たしていれば市外の事業所の指定をする。

- (1) 当該事業所が、施設所在地の保険者における総合事業の指定(みなし指定を含む)を受けていること。(市実施要綱第11条第1項第2号)
- (2) 当該事業所が、筑後市の総合事業の基準等に従って運営できること。(市基準要綱第4条「区域外事業所に係る基準の特例」を含む)
- (3) 当該事業所が、筑後市に接している市町村※¹に所在していること。
- (4) 筑後市内に居住している利用者※²に対するサービスの提供を行うものであること。
※1…久留米市、八女市、みやま市、柳川市、八女郡広川町、三潴郡大木町
※2…住民票を筑後市から異動することなく市外に居住している利用者については、住民票を異動することが前提である。

経過措置

上記(3)以外に所在している事業所であっても、平成30年3月末日時点で筑後市の被保険者が利用している場合は、その被保険者が利用している間、当該被保険者についてのみ指定を行う。



- ① 当該被保険者以外の筑後市の被保険者を新規で受け入れることはできない。
- ② 当該被保険者の利用が終了した時点で、廃止届を提出する必要がある。

参考 指定申請様式等の総合事業に係る資料の掲載場所

筑後市の総合事業に係る要綱・基準や単位数票マスタ、指定申請様式等は、市ホームページに掲載しています。
情報は随時更新していきますので、ご確認をお願いします。

URL: https://www.city.chikugo.lg.jp/jigyuu/_6131/_20694.html

アクセス方法



トップページ>事業者の方へ
>福祉・介護
>介護予防・日常生活支援総合事業



① 関連資料
基準やQ&A、説明会資料など

事業者の皆様へ
介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたり必要となる資料を掲載しています。
Q&Aについては、状況によって差し替える場合がありますのでご了承ください。

総合事業関連資料

総合事業関連資料を掲載しています。
Q&Aについては、状況によって差し替える場合がありますのでご了承ください。

事業所説明会関係

- ① (平成28年11月2日実施)事業所説明会資料(PDF形式:993KB)
- 総合事業Q&A
- ② 平成29年度版Q&A(PDF形式:238KB)
- 要綱・基準等
- ③ 筑後市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(PDF形式:107KB)
- ④ 筑後市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(PDF形式:251KB)

サービスコード関係

- ① 訪問型サービス(みなし)コード表(A1)(PDF形式:47KB)
- 平成27年4月1日以降に指定を受けた事業者は、下記
- ② 訪問型サービス(独自)コード表(A2)(PDF形式:47KB)
- ③ 通所型サービス(みなし)コード表(A5)(PDF形式:47KB)
- 平成27年4月1日以降に指定を受けた事業者は、下記
- ④ 通所型サービス(独自)コード表(A6)(PDF形式:46KB)
- 総合事業単位数票マスタ(CSV形式:13KB)
- 筑後市独自サービス(A2,A6)のサービスコードマスタです。システムに取り込む際にご利用ください。
- 平成29年4月19日に内容を更新しています。ご確認ください。

② サービスコード等
単位数票マスタ、市外指定の方針等

市外事業者の指定について

市外事業者の指定は、下記の方針を基本とさせていただきます。

- ① 総合事業における市外事業者の指定について
- また、指定申請にあたり必要な書類は、本ページをご覧ください。

様式

指定申請に必要な書類は、下記の一覧表をご参照ください。

申請書等

- ① 申請時必要書類一覧(XLS形式:30KB)
- ② 筑後市介護予防・日常生活支援総合事業指定(更新)申請書(XLS形式:43KB)
- ③ 筑後市介護予防・日常生活支援総合事業指定(更新)申請書(PDF形式:100KB)
- ④ 変更届出書(XLS形式:41KB)
- ⑤ 変更届出書(PDF形式:91KB)
- ⑥ 誓約書(DOC形式:11KB)
- ⑦ 誓約書(PDF形式:55KB)

新規指定申請時のみ必要な書類

- ⑧ 社会保険等加入状況確認票(DOC形式:25KB)
- ⑨ 社会保険等加入状況確認票(PDF形式:49KB)

参考様式

- ① 付表1(訪問型サービス)(XLS形式:32KB)
- ② 付表2(通所型サービス)(XLS形式:47KB)
- ③ 参考様式(1~11)(XLS形式:99KB)

③ 様式
申請様式など



IV その他の事項について

⑩ 総合事業移行に伴う定款等の変更について(再掲)

○「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は、地域支援事業の「介護予防・生活支援サービス事業」に移行します。これに伴い、定款・登記簿・契約書・重要事項説明書・運営規程等について、総合事業に関する記載を盛り込む必要があります。

(定款の記載例)

現行	変更例
「介護予防訪問介護」	「介護予防訪問介護及び第一号訪問事業」
「介護予防通所介護」	「介護予防通所介護及び第一号通所事業」

【注意1】

契約書や運営規程等の見直しを行っていない事業所は、修正しておくこと。

※各法人の所管部局に確認し、その指示に従ってください。

○また、総合事業に移行した利用者・新規に総合事業を利用する利用者に対して、新たに総合事業の契約書の締結及び重要事項説明書の交付が必要になります。

※事業者により記載内容が異なるので、各事業所で確認してください。

【注意2】

平成30年4月以降は、契約書等に介護予防〇〇介護の記載があれば削除が必要。早めに見直し準備を進めてください。

⑪ 第1号事業（訪問・通所）の指定及び運営基準等について（再掲）

- 筑後市介護予防・日常生活支援総合事業では、実施要綱や運営基準等に関する市独自の要綱を定めており、いくつかの点で厚生労働省が定める基準省令と異なるところがあります。
- 事業所の運営規程等を必ず確認のうえ、必要な変更を行うようにしてください。

- ア) 指定事業者は法人であること（市実施要綱第11条）
- イ) 暴力団員の排除（市実施要綱第18条）
- ウ) 記録の保存期間（市基準要綱第39条及び第55条）
⇒第1号事業支給費（旧報酬請求）に係る記録は5年、その他は2年。
- エ) 非常災害対策（市基準要綱第52条：通所型サービスのみ）
⇒火災、風水害、地震等、個別具体的な災害を想定した具体的計画、連携体制の構築、その他必要な訓練等が必要。

【注意3】

特に「記録の保存期間」「非常災害対策（通所のみ）」について、適切に運営規程等に定めていない、規程どおりに行っていない、などといった事業所が散見される。運営規程等を必ず確認し、必要な見直しを行い、規程等に基づいた運営を行ってください。